

議案第120号

芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 勲

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 奨学金は、予算の範囲内において貸し付ける。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保

証人2人を定めて規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

第5条第1項中「教育委員会に諮って」を削り、同条に次の1項を加える。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

第6条第3項中「本文」を削る。

第7条中「第5条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新入学生を対象とした入学前貸付け及び全ての奨学生を対象とした通年での貸付けを可能にするため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(奨学金の種類及び貸付額)	(奨学金の種類及び貸付額)
第3条 一略一 2 奨学金は、予算の範囲内において貸し付ける。	第3条 一略一 2 奨学金は、予算の範囲内において5月末日までに貸し付ける。 ただし、町長が災害等の特別な理由により貸付けが必要であると認めたときは、この限りでない。
(申請)	(申請)
第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を定めて規則で定める書類を町長に提出しなければならない。	第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を定めて毎年4月15日までに規則で定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、前条第2項ただし書に掲げる特別な理由による貸付けを行う場合は、町長が別に申請期間を定めるものとする。
2 一略一 (貸付決定及び通知)	2 一略一 (貸付決定及び通知)
第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。 2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。	第5条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

改正案	現 行
(貸付けに係る届出)	(貸付けに係る届出)
第6条 一略一	第6条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 奨学生は、第4条第1項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならぬ。	3 奨学生は、第4条第1項本文の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
4 一略一	4 一略一
(貸付決定の取消し及び変更)	(貸付決定の取消し及び変更)
第7条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第5条第1項の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。	第7条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第5条の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。
(1)～(8) 一略一	(1)～(8) 一略一
<u>附 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	